

バーゼルⅡではどのような見直しがされた？

金融調査部 主任研究員
鈴木 利光



このシリーズでは、バーゼルⅢの仕組みを、可能な限りわかりやすく説明します。第4回は、バーゼルⅡの骨格を解説します。

1 バーゼルⅠの限界 ～ バーゼルⅡへ

バーゼルⅠでは、リスク把握がたまか過ぎたため、銀行の取引行動に歪みが生じる例が発生していました。例えば、企業への貸出には、その企業の信用力に関係なく一律100%のリスク・ウェイトが適用されていました。銀行内部のリスク管理手法が発展を遂げていく中、バーゼルⅠはリスク管理の実務に充分に対応できなくなっていました。

そこで、バーゼル委は、1998年以後、バーゼルⅠの大改編、すなわちバーゼルⅡの検討を始めました。バーゼルⅡは2004年に合意され、わが国では2007年3月末から適用が始まりました。

2 バーゼルⅡ：見直しの骨格

バーゼルⅡで大きなメスが入ったのは、資本の積み上げ（資本賦課）によりカバーする対象となるリスク、すなわち自己資本比率の計算式の分母です。

リスク感応度の向上（信用リスク把握の精緻化）、オペレーショナル・リスク（事務事故や不正行為等によって損失が発生するリスク）に対する資本賦課の導入（[図表1](#)参照）、銀行の内部格付の活用、リスク管理を高度化していくインセンティブの付与（高度な手法を採用するほど所要自己資本額が低くなる仕組みの導入）がそれにあたります。

図表1 バーゼルⅡ：自己資本比率の算出方法

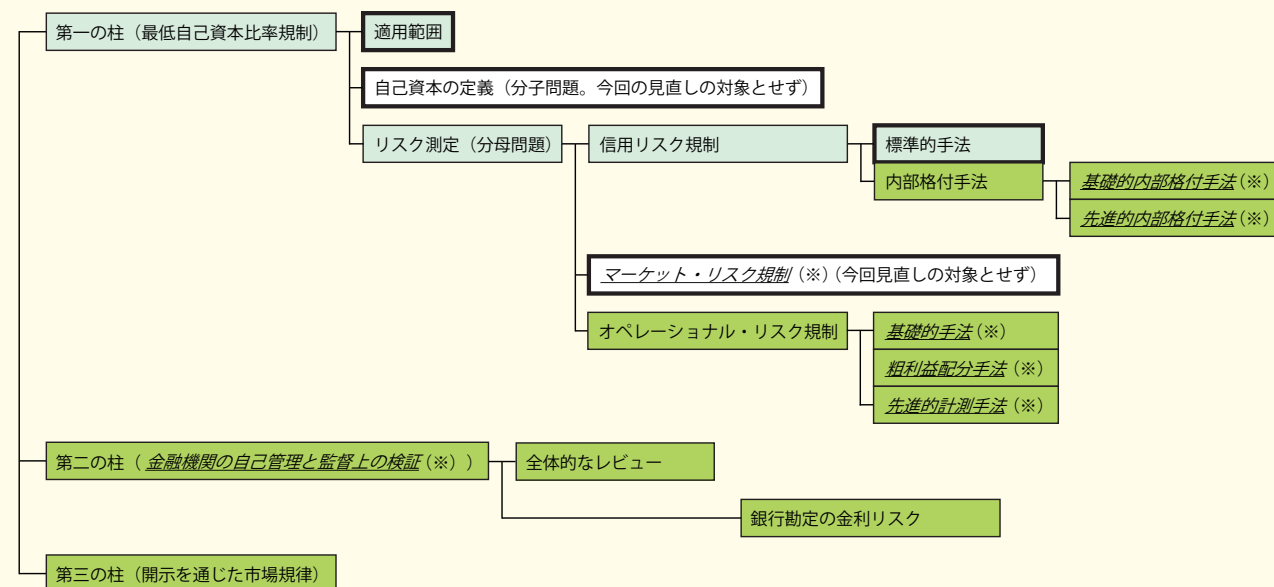
$$\frac{\text{Tier1 (株主資本)} + \text{Tier2 (劣後債、有価証券含み益等)} + \text{Tier3 (短期劣後債)}}{\text{信用リスク} + \text{マーケット・リスク} + \text{オペレーショナル・リスク}} \geq 8\%$$

（出所）金融庁資料等を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

自己資本比率を算出するうえで算入可能な「自己資本」、すなわち[図表1](#)の分子には変更がありませんでした。

また、銀行の自己責任及び市場規律を重視すべく、「第二の柱」（金融機関の自己管理と監督上の検証）、「第三の柱」（開示を通じた市場規律）が導入されました（[図表2](#) 参照）。

図表2 バーゼルII：見直しの骨格



(筆者注) 太線枠はバーゼルIに原型がある部分。薄い網掛け部分はバーゼルIの見直し。濃い網掛け部分はバーゼルIIで新規に導入。
 (出所) 金融庁「BIS 規制見直し—第二次市中協議案の概要—」(平成13年1月)。ただし、斜体下線部(※)の用語については、
 現行の金融庁告示に合わせて筆者がアップデートした。

3 バーゼルII：信用リスク計測の精緻化

バーゼルIIにおける最大のインパクトは、信用リスク計測の精緻化です。

具体的には、バーゼルIIは、信用リスクの計測方法を、従来のバーゼルIの一部修正である「標準的手法」と、銀行内部のリスク管理手法の要素を取り入れた「内部格付手法」の選択制としたのです（[図表2](#) 参照）。

以上

次回（第5回）は、[バーゼルIIにおける信用リスク計測の精緻化の内容](#)を解説します。